

# 「妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付」

**妊婦等包括相談支援  
(伴走型相談支援)**

一緒に

**妊婦支援給付金**

妊娠届出時・妊娠8か月前後・赤ちゃん訪問時等に面談し、一緒に出産・育児等の見通しを立てたり、必要なサービスをご紹介します

妊娠届出をされた方へ「妊婦支援給付金①(5万円)」、赤ちゃん訪問等を受けた方へ「妊婦支援給付金②(胎児数×5万円)」をそれぞれ支給します



## <事業の内容>

妊娠期から出産・子育てまで一緒に寄り添い、応援します！

**妊娠届出面談(全員)**  
・妊娠期の過ごし方や利用できるサービス等を一緒に確認します。  
・給付金①の申請書「妊婦給付認定申請書」をお渡します

**出産后面談(全員)**  
・産後に利用できるサービスや予防接種・子どもと一緒に遊べる場所等についてお話しします。  
・給付金②の申請書「胎児の数の届出書」をお渡します



親子(母子)健康手帳交付

**妊娠8か月面談(希望者のみ)**  
・妊娠7か月頃にSMSでアンケートが届きます(※下記参照)  
・面談を希望の方には対面やオンライン等で、産前産後の過ごし方や手続きなどについてお話しします。

## ※妊娠8か月アンケートのお知らせ方法



妊娠届出に記載された電話番号あてに、SMS(ショートメッセージ)で送信します。文頭に「久留米市【妊娠8か月アンケート】」と記載されています。メッセージ内のURLからアンケートの回答をお願いします。

ユーザー	docomo	au	楽天モバイル	SoftBank
SMS表示イメージ				
送信元表示名	0942309302 (こども子育てサポートセンター電話番号)			251000

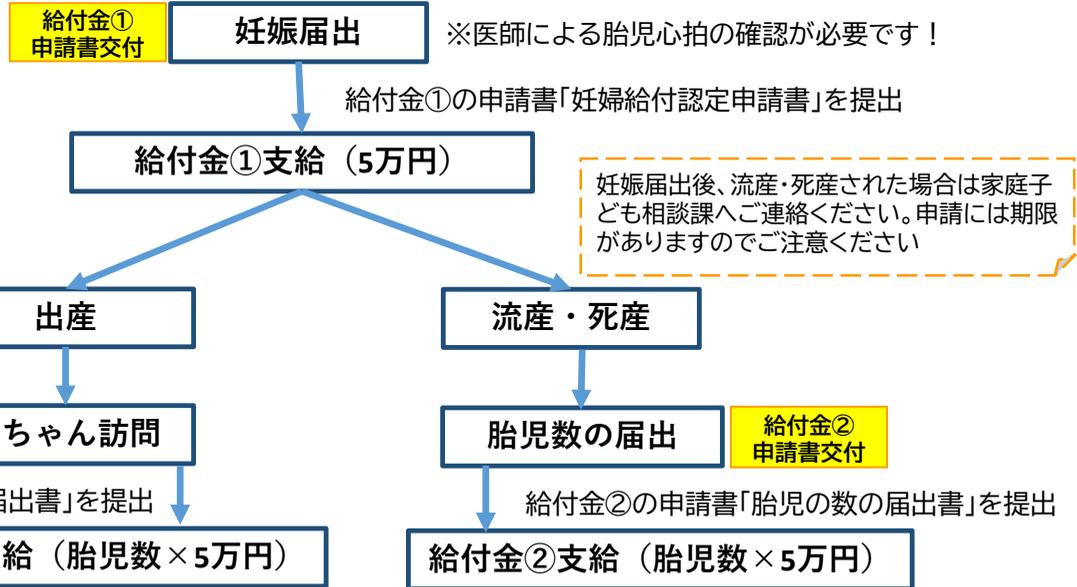
届いたら開封とアンケート回答をお願いします

裏面に給付金についての説明が続きます



# 妊婦のための支援給付について

令和7年4月から「妊婦のための支援給付」がはじまりました！  
給付金の対象者は「妊婦」になります



## Q&A

Q1: 給付金は申請書を送付してからどれくらいで支給されますか？

A1: 申請書に不備がなければ、受付後およそ2か月を目途に支給されます。

Q2: 給付金の申請は、それぞれいつまでにすればいいですか？

A2: 給付金①(妊娠届出時にお渡りする申請書)は出産までに申請してください。  
給付金②は赤ちゃん訪問を受けてから、生後4か月頃までに申請してください。  
やむを得ず、申請が遅れる場合は家庭子ども相談課へご相談ください。

Q3: 妊娠届出後に流産・死産した場合はどうしたらいいですか？

A3: 申し出がない限り流産・死産を把握することができません。家庭子ども相談課へ必ずご連絡下さい。申請には親子(母子)健康手帳等が必要になります。

Q4: 市外の里帰り先で赤ちゃん訪問を受けたい場合はどうしたらいいですか？

A4: 赤ちゃん訪問は里帰り先でも受けることができます。給付金は申請時点で住民票がある市町村へ申請しますので、里帰り先の市町村での訪問完了後、久留米市から申請書を交付します。

ご不明な点がありましたら  
お気軽にお問い合わせ  
ください



久留米市イメージキャラクター  
**くろは**

### <お問い合わせ先>

- ・妊娠・出産や面談、赤ちゃん訪問に関すること  
こども子育てサポートセンター (TEL:0942-30-9302)
  - ・妊婦支援給付金に関すること  
家庭子ども相談課 (TEL:0942-30-9066)
- ※FAX番号はいずれも0942-30-9718